

5. ペナルティ措置

以下の場合、当組合は、NIKS・ETCカードの利用に関しペナルティ措置をとることがありますので、十分ご注意ください。

表 NIKS・ETCカード利用に関するペナルティ措置の内容と対象要件

ペナルティの内容	ペナルティ対象要件
1年以内の期間を定めて割引を停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>Aカードを、表示された車両以外の車両に利用したとき</u> ・ 同時に2台以上の車両の通行料金の支払いに利用しようとしたとき ・ カードを、カード利用者以外の者に利用させたとき ・ 不正な方法で通行料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき ・ 車両制限令に違反したとき又はこれにより有罪の判決が確定したとき ・ 利用約款、規則に違反したとき ・ <u>ETCシステムを利用しない通行のとき</u> ・ その他、不適当な行為のために道路関係業者から指示を受けたとき
1年以内の期間を定めて利用を停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「カードの割引停止」に該当する行為をしたときで、その情状が重いとき ・ セットアップした車載器を正当に保有しないことが判明したとき (注) <u>車両入替等で車載器を付け替えたときは、必ず再セットアップし、常に正しい車両情報が車載器にセットされていること。</u> ・ 道路関係業者の定める約款に違反する行為をし、その情状が重いとき

※ご注意

カード利用について上記の不正があったとき、当該組合員にペナルティがあるほか、当組合も警告を受けます。場合によっては全組合員に影響が及びますのでご注意ください。

表 その他のペナルティ措置の内容と対象要件

ペナルティの内容	ペナルティ対象要件
カードの利用停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が、督促を受けた利用料金等を督促期限までに支払わないとき ・ 利用者が、会社更生、会社整理若しくは民事再生の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。 ・ その他、利用料金の支払いが危ぶまれる事由が発生したと、当組合が認めたとき ・ カード利用者として著しく不適当な行為をしたと当組合が認めたとき

担当者(カード使用者)交替のときは、必ず引継ぎし、事故防止に努めましょう。